

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人（発症時〇歳）は、昭和〇年〇月にAに採用され、配管工事に従事した後、さらに2事業場において同じく配管工として勤務していたが、平成〇年〇月からは独立し、一人親方として給排水管工事を行っていた。この間、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月末まで、労働者災害補償保険に一人親方の特別加入をしていた。

請求人は、平成〇年〇月頃より、左手の薬指及び小指から肘にかけて痺れを感じるようになり、同年〇月には、右手にも痺れが現れてきたとして、平成〇年〇月〇日、B病院に受診し「両側変形性肘関節症、両側尺骨神経麻痺」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人の本件傷病が、業務上の疾病の範囲を定める労働基準法施行規則第35条別表第1の2の第3号「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病」のうちの「1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患または内臓脱」若しくは「4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲骨、上肢、前腕又は手指の運動器障害」に該当するかについて検討する。

なお、医証によれば、請求人の両上肢のしびれ、痛みについては、「両側変形性肘関節症、両側尺骨神経麻痺」と診断されているが、請求人の尺骨神経麻痺は、変形性肘関節症の合併症としての性格を有するものと認められるので、以下両傷病を一体のものとして考察する。

(1) 変形性肘関節症の原因としては、様々なものが考えられるところ、C医師は、その意見書において、請求人の本件傷病は、長期間に及ぶ給排水配管工事による重筋労働、とりわけ振動工具による作業が含まれていたことにより、物理的負荷が大きかったため発症した旨述べているが、一方、請求人の主治医であるD病院E医師は、本件傷病の原因を「不明」と意見し、また、労働局地方労災医員F医師は、「両側の肘関節症特に右の変形性肘関節症は、経年的変化に加えて労働作業などが関与するが、関節軟骨の生来の脆弱性も基盤になることも有り、医学的に発症要因を特定できないことが多い。本件においても過重業務が本症の発生と特定していると断言できる根拠はみあたらない。」と述べていると

ころである。

(2) そこで、提出されている資料を、判断の要件として引用する「上肢作業に基づく疾病の業務上外に関する認定基準」(以下「認定基準」という。)に照らし、請求人が発症前に従事していた業務が認定基準に定めるいわゆる過重な業務に該当すると認められるか否かについて、以下に検討する。

ア 請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月に本件療養補償給付を請求するに至るまでの約17年間余り一人親方として給排水配管工事に従事してきたものであり、その業務量については、同一事業場における同種労働者と比較することができず、その業務量の面から直ちに過重な業務であるか否かを判断することはできないため、他の要因についてその有無、程度を検討する必要がある。

イ まず、作業時間についてみると、請求人作成の出勤帳により推算するに、発症直前の5か月間のそれは、特別長時間の作業を行ったとは見られない。また、一人親方であることから、自己の判断により作業を進められるのであって、すべての資料を精査しても第三者からの指示によるなどの他律的な要因により過度な作業ペースで作業を行った事実は認められない。

ウ 請求人は、便器、ヒートポンプ、電気温水器などの重量物を扱ったと主張するが、給排水配管工事という作業の性格から、それは短時間の取扱い作業であると考えられる上、すべての資料を精査しても客観的に請求人の主張を裏付ける資料は見当たらず、当該重量物を毎日あるいは、同一の作業日において長時間にわたりあるいは繰り返し移動させるなどの作業を行ったとは認められない。

エ 請求人は、ピックやインパクトドリルなどの振動工具を使用したとも述べるが、これについても給排水配管工事という工事の性格からみて、また、請求人が述べるように、様々な種類の作業を行うものであったとしても、毎日連続してあるいは長時間にわたって振動工具を使用するとは考えられず、常態として過大な負荷がかかっていたとは認められない。また、請求人の従事した配管工事の現場の作業環境が、発症前6か月の間特に不適切であったとの証拠も見当たらない。

オ 加えてGにおいて、請求人と同種の労災保険特別加入者において、請求人と同様の症状の者はいないとされていることを併せ考慮すると、請求人

が、上肢に負担のかかる過重な業務に服していたとは認められない。

カ さらに、請求人は、平成○年○月○日の審査官の聴取において、平成○年○月○日以降仕事はしていないが、仕事を辞めて1年3か月経過後の現在も両腕にしびれや痛みで思うように作業ができない旨を述べている。上肢障害は、医学的には一般に業務から離れ、あるいは業務から離れないまでも適切な作業の指導、改善等を行い、就業すれば症状は軽快するとされていることからすると、本件疾病は業務以外の要因、特に請求人の発症時の年齢が○歳であるということからして、加齢が関与していると考えるのが医学的にも妥当であると考ええる。

キ したがって、請求人に発症した本件疾病は認定基準に該当するものではなく、請求人の行っていた業務と本件疾病の発症との間に相当因果関係を認めることはできない。

3 以上のおりであるので、本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。